

令和3年(2021年)6月7日 都市経営会議

健康福祉部 地域福祉課

宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)に係るパブリック・コメント  
の実施結果について(報告)

宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定にあたり、令和3年(2021年)2月8日の都市経営会議を経て、パブリック・コメント手続きに基づく意見募集を実施しましたので、下記のとおり、その結果を報告します。

つきましては、市民等から寄せられました意見を踏まえ、必要な修正を行い、同計画を策定します。

記

1 意見募集の実施結果について

(1) 募 集 期 間：令和3年(2021年)3月1日(月)から同年3月31日(水)

(2) 意見提出者数：3人

(3) 提出意見数：16件

(4) 実 施 経 過：2月 8日 都市経営会議へ付議

2月17日 正副議長へ計画案の説明

2月26日 文教生活常任委員会(所管事務調査)にて計画案の説明

3月 1日 意見募集開始

3月31日 意見募集終了

(5) 添 付 資 料：①意見と市の考え方の公表について

②パブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

③パブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

2 計画の策定について

別添の「宝塚市地域福祉計画(第3期)概要版」のとおり

## 宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)についての 意見と市の考え方の公表について

宝塚市では、「宝塚市地域福祉計画(第3期)」(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集(パブリック・コメント手続)を実施しました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

### 1 意見の募集期間 ※募集期間は終了しました。

令和3年(2021年)3月1日(月)から同年3月31日(水)まで

### 2 意見の募集内容(概要)

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

地域の生活課題や現状を明らかにし、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進するための行政計画が「地域福祉計画」です。

宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行いました。

### 3 パブリック・コメントの実施結果

#### (1) 意見提出者数 3人

(内訳) 持参	0人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	3人

#### (2) 提出意見数 16件

#### (3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

(内訳) 計画案に反映した意見	7件
計画案に反映しなかった意見	2件
その他	7件

詳細は、別紙「宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表のとおり

#### (4) パブリック・コメント手続以外での修正内容 24件

詳細は、別紙「宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)」に対するパブリック・コメント手続以外での修正内容一覧表のとおり

#### 4 実施結果の公表方法

パブリック・コメントの実施結果及び意見を反映した計画書の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

- ・健康福祉部 安心ネットワーク推進室 地域福祉課のページ
- ・トップページから「宝塚市地域福祉計画（第3期）」で検索するか、または「検索用ID：〇〇〇〇」を入力し検索することもできます。



二次元コード

②市の窓口

- ・市役所地域福祉課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館、各地域包括支援センター、宝塚市社会福祉協議会各地区センター、総合福祉センター、ボランティア活動センター、フレミラ、ぷらごこむ及び健康センターで公表しています。

#### 5 公表期間

令和3年(2021年)7月1日(木)から令和3年(2021年)7月31日(土)まで

#### 6 お問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)

市役所 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 地域福祉課

電話番号 0797-77-0653

ファクシミリ 0797-71-1355

電子メールアドレス m-takarazuka0277@city.takarazuka.lg.jp

(別紙)「宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)」に対するパブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 令和3年(2021年)3月1日(月)～3月31日(水)  
 ・提出意見件数 16件

※ ご意見ありがとうございます。

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
1	計画全般に関すること			課題認識や取り組みの方向が具体性を持って述べられており、地域で活動する者にとって大いに参考になります。地域で見えていなかった問題について気づかされることも多く、いわば教科書的な使用もできる使い道の広い指針となっていると思います。教科書ができ、今後は先生(行政)と生徒(地域)が協力して結果を出すわけですが、これからの本番という意識が大切だと思います。	【今後の取組の参考とします】 地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害(がい)者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項について、課題を整理し、目指すべき方向性を明文化したものです。包括的な体制整備をはじめ、地域福祉の推進には、地域住民、行政、福祉事業関係者などが連携・協働することが必要であり、今後は、本計画を市民の皆様幅広く周知し、課題や取組について認識の共有に努めてまいります。	
2	計画全般に関すること			「見守り」や「担い手・人材」などは計画書の記述の中によく出てくる言葉ですが、個人によってイメージする内容が違うと思われまます。その内容についてある程度の共通認識をしたり、また、広げたり増やしたりする方法についての意見交換をしたらどうでしょうか。	【今後の取組の参考とします】 「見守り」や「担い手・人材」については、生活支援活動グループの連絡会やセーフティネット会議をはじめ、住民参加のいろいろな機会を通じて意見交換をし、議論を深めてまいります。	
3	計画全般に関すること			計画の中にSDGsの理念を取り入れたことは、第6次宝塚市総合計画にも合致しますし、本計画を推進することでSDGsがより身近なものになるのではないかと思います。	【今後の取組の参考とします】 地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現というSDGsの理念は、地域福祉を推進する上で欠かせない視点と考えます。	
4	計画全般に関すること			第6次宝塚市総合計画では、地域ごとのまちづくり計画は市が作成する基本計画と同階層に位置づけられ、基本構想を実現する柱になっています。過去の失敗を繰り返さないためにも、地域福祉施策の展開「5.課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化」において地域のまちづくり計画の進捗管理を地域、行政、社会福祉協議会が協働で行うことにされていることは歓迎するとともに大いに期待するところです。	【今後の取組の参考とします】 計画の実効性を高めるには、地域団体との協働が不可欠です。地域ごとのまちづくり計画においても、福祉分野の目標が掲げられており、市民の皆様にとり一番身近な地域ごとの計画について、関係機関が連携・協働して、その実現に向けた取組を支援していくことは重要であると考えます。	

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
5	計画全般に関すること			地域福祉施策の展開「6. 地域での見守り・支え合いの推進」の災害時に備えた見守り体制については、災害時要援護者の支援者をより多く集め、一人の要援護者を複数の支援者で支援する体制を整えることが重要と思いますので、この活動を支援して下さることを期待します。	【今後の取組の参考とします】 近年の災害の多発化や激甚化を鑑みますと、災害時要援護者の支援体制整備は喫緊の課題です。地域の皆様の協力を得て、平常時から顔の見える関係づくりを推進し、より多くの支援者を確保できるよう努めてまいります。	
6	計画全般に関すること			以前より、地域福祉施策の展開には、地域住民と専門職とが情報共有し役割を分担して行うことが大切と思っています。地域福祉施策の展開「7. 総合相談支援体制の構築・強化」において、7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進められることを期待します。（地域生活支援会議）	【今後の取組の参考とします】 複合的な課題、制度の狭間の問題など、多様化・複雑化した生活課題の解決や支援には、分野を超えた専門職の連携が今後ますます重要となります。地域生活支援会議の活用により、各ブロックにおける専門職のネットワークを広げ、専門職間の連携強化を図るとともに、地域の皆様と専門職との協働により、支援体制の強化をしてまいります。	
7	計画全般に関すること			本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとしますと記載されています。今回は本計画と第6次宝塚市総合計画、そして地域ごとのまちづくり計画の期間が統一されました。今後、宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」の期間も本計画及び第6次宝塚市総合計画、地域ごとのまちづくり計画の期間に合わせられることを望みます。	【今後の取組の参考とします】 宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」は、令和3年度末に、現在の第6次地域福祉推進計画の計画期間を終えます。今後、第6次宝塚市総合計画、地域ごとのまちづくり計画及び第3期宝塚市地域福祉計画等の内容を踏まえ、令和3年度中に改訂作業を行い、令和4年度から第7次地域福祉推進計画の計画期間を開始する予定となります。 宝塚市社会福祉協議会が策定します「地域福祉推進計画」は、行政の計画とは独立した民間の計画であることから、その計画期間を統一することは、市として求めています。それぞれの計画は非常に関係性が強く、引き続き、連携・協働して取組を推進していくことが重要であると考えます。	
8	計画全般に関すること			総合相談支援体制において、今後、高齢、障害は地区ごとに相談機関が設置されるが、児童分野の相談機関についても、強化していく必要があると思うが、市の施策として位置付ける予定があるのではないかと？	【計画案に反映します】 地区ごとの相談機関として、高齢者分野として地域包括支援センターを、障害者分野として相談支援事業所を設置しています。現在、同様の位置づけではありませんが、児童分野の地区ごとの支援機関として、地域児童館等があります。さらに、それらの専門機関が分野を超え情報共有を行うネットワークづくりとして、地域生活支援会議を開催し、連携強化を図っています。 また、令和2年（2020年）2月に策定の「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プラン（後期計画）」において、保健・医療・福祉・教育等の各部門が連携し、ワンストップで対応できる相談窓口の機能を有した「子ども家庭総合支援拠点」の設置に係る検討を進めることについて記載し、重点施策として位置付けていることから、高齢や障害のような地区ごとの相談機関とは形態が異なりますが、本計画においても拠点整備について記載します。	P. 51 ■主な取組の表中 次のとおり主な取組とその内容を、1項目追加します。  〔主な取組〕 子ども家庭総合支援拠点の整備  〔追加する内容〕 ○様々な困難を抱える子どもや家庭に対し、ワンストップで対応できる相談窓口の機能を有した中核機関の整備を進めます。

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
9	特定の部分に関すること	2	下から2、3	「・・・宝塚市協働のまちづくり条例・・・」は、「宝塚市協働のまちづくり推進条例」が正しいと思います。	【計画案に反映します】 ご指摘のとおり、「宝塚市協働のまちづくり推進条例」が正しい名称のため、修正します。	P. 2  (前) 宝塚市協働のまちづくり条例 ↓ (後) 宝塚市協働のまちづくり推進条例
10	特定の部分に関すること	3	8	「まちづくり協議会の地域ごとのまちづくり計画との連携・協働を図り・・・」の下線部は、「地域ごとのまちづくり計画」とかぎっこでくくるのが良いと思います。	【計画案に反映します】 同文中において、「宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の地域ごとのまちづくり計画との連携・協働を図り・・・」というかたちで、社会福祉協議会の計画名称をかぎっこで括っていますので、同様の記載方法に改めます。	P. 3  (前) 地域ごとのまちづくり計画 ↓ (後) 「地域ごとのまちづくり計画」
11	特定の部分に関すること	3	11	第3期計画の位置づけの図について、第2期計画の位置づけでは、上位計画である第5次総合計画とエイジフレンドリーシティ宝塚行動計画が併記されていたが、今期の計画からは削除されているが、文面上の説明がないのは何故か。	【原案のとおりとします】 第2期宝塚市地域福祉計画の上位計画である第5次宝塚市総合計画は、平成23年3月に策定したことから、平成27年6月1日に参加表明をしたWHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークに係る取組内容は盛り込まれていませんでした。従って、宝塚市地域福祉計画（第2期改訂版）では、総合計画とともにエイジフレンドリーシティ宝塚行動計画を上位計画として併記したものです。 しかしながら、エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画は、令和2年度末にその計画期間を終了していること、また、第6次宝塚市総合計画においては、「お互いさまがあふれるまちづくり」として、エイジフレンドリーシティの理念を計画に掲げていることから、このたびの第3期宝塚市地域福祉計画においては、エイジフレンドリーシティの取組は総合計画に包括されているものとして、エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画を削除しています。 なお、今後、エイジフレンドリーシティ宝塚行動指針を新たに策定し、市の施策における共通の行動指針として位置付けます。	
12	特定の部分に関すること	49	12	「生きがい就労の機会創出」の部分、内容の中の「いきがい就労」は表現を一致させた方がよいと思います。	【計画案に反映します】 ご指摘のとおり「生きがい」と「いきがい」が混在していますので、修正します。 上位計画である第6次宝塚市総合計画においても「生きがい」を使用していること、また、実際に「健康・生きがい就労トライアル」として事業を進めているため、「生きがい」に統一します。	P. 4 9  (前) いきがい就労 ↓ (後) 生きがい就労

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
13	特定の部分に関する事	55	9	国を挙げてデジタル化が進む中、「高齢者のデジタル化」は高齢者の社会参加や見守りに通じ、福祉の大きなテーマと考えます。具体化が急がれると思います。	【計画案に反映します】 令和2年度から市民活動者のICT化を支援しており、引き続き取り組むものとします。	P. 5 5 ■主な取組の表中 「生活支援体制整備事業の推進」の内容を修正します。  (前)「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。 ↓ (後)「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。また、地域活動者のICT化を支援します。
14	特定の部分に関する事	57		7. 総合相談支援体制の構築・強化の取り組みの部分 第2期の改訂版では、現状と課題に記載されている「専門職向けの研修が必要となります」に対して、主な取り組みの一つに「専門職・民間事業所・行政向けの地域福祉に関する研修の推進」が記されていました。しかし、第3期の案では、53ページの「5. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化」の施策の主な取り組みに移っています。「現状と課題」の記載に対して「主な取り組み」の記載が対応していないと思います。第2期の改訂版と同様に「7. 総合相談支援体制の構築・強化」の主な取り組みの部分に戻しては如何でしょうか。	【原案のとおりとします】 ご指摘のとおり、専門職向けの研修につきましては、総合相談支援体制の構築・強化にも関わる取組ではありますが、本研修は、専門分野を更に高める内容というよりは、地域福祉に係る研修を行い、専門職の方に地域とのかかわりを持っていただくきっかけづくりを行うものと考えています。地域共生社会を目指す中で、住民が抱える多様な課題や問題を解決するためには、専門機関が横断的に連携し、地域の方々と専門職の方が協働する事がより必要との観点から、第3期案では、多様な主体のつながりの構築・強化の項目に位置づけました。	
15	特定の部分に関する事	58		セーフティネット図の中に、地域課題化検討部会とプロジェクトづくりについて記載されているが、計画の文中に説明等がないので、どのような会議なのか記載しては？	【計画案に反映します】 ご指摘のとおり、概念図のみに記載し、文中に説明がないため、地域課題化検討部会とプロジェクトづくりについて、注釈を追加します。	P. 5 8 宝塚市セーフティネット会議注釈の下に、次のとおり追加します。  ※地域課題化検討部会は、宝塚市生活困窮者自立支援推進会議の一環として必要に応じて実施するもので、生活困窮者に対し個別支援する中で見られる問題を整理し、解決への方策を検討することを目的にした会議です。また、同部会で整理した課題を官民協働（関係機関）で共有し、解決に向けた効果的な方策を検討し、実践するために、必要に応じてプロジェクトで対応します。
16	概要版に関する事	10	10	「・・・「ほとんどつきあいがいい」・・・」は「ほとんどつきあいがいい」では。	【計画案に反映します】 ご指摘のとおり誤字のため、修正します。	概要版P. 1 0  (前)年齢が低くなるにつれて「ほとんどつきあいがいい」  ↓  (後)年齢が低くなるにつれて「ほとんどつきあいがいい」



(別紙)「宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

\* パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	概要版に関する事	1		概要版1ページ 「3計画の位置づけ」の5行目	併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「まちづくり計画」との連携・協働を図り、	併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「 <u>地域ごとの</u> まちづくり計画」との連携・協働を図り、	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	正しい名称へ修正
2		10・11	4箇所	概要版10ページ及び11ページ 平成30年度に行ったアンケート調査の名称	平成30年度に行った「宝塚市地域福祉改訂に関するアンケート調査」において・・・  資料：平成30年度「宝塚市地域福祉改訂に関するアンケート調査」	平成30年度に行った「宝塚市地域福祉 <u>計画</u> 改訂に関するアンケート調査」において・・・  資料：平成30年度「宝塚市地域福祉 <u>計画</u> 改訂に関するアンケート調査」	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	正しい名称へ修正
3		3	2	本編3ページ 冒頭の二重線で囲った箇所	宝塚市地域福祉計画(第3期)は、大幅な見直しを行った第2期改訂版の策定内容を継承しつつ、時点修正を <u>図り</u> 中長期を見据えた地域福祉の推進を図るものです。	宝塚市地域福祉計画(第3期)は、大幅な見直しを行った第2期改訂版の策定内容を継承しつつ、時点修正を <u>し</u> 中長期を見据えた地域福祉の推進を図るものです。	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	「図り」「図る」が繰り返されるため修正
4		3		本編3ページ 「3.計画の位置づけ」 2段落目	併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による <u>地域福祉を推進することとします。</u>	併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働により <u>取組を進めます。</u>	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	文章のつながりを適切にするため修正
5		24		本編24ページ 【世帯別生活保護の受給状況の推移】のグラフ中	・平成27年度の母子世帯数 <u>1</u> ・世帯種別の「 <u>疾病者世帯</u> 」	・平成27年度の母子世帯数 <u>155</u> ・世帯種別の「 <u>傷病者世帯</u> 」	① 職員 2 所管課 3 その他 ( )	正しい数値と名称へ修正
6		26		本編26ページ 「■親密な近所づきあいについての現状と理想」 ○3項目目	○乳幼児や小学生がいる世帯が近所のつきあいのなかで手助けしてほしいこととしては「 <u>子どもの預かり・外遊びの見守り</u> 」が3～4割を占めて多い。	すべて削除	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	記載の内容は、同ページの次項目「■手助けしてほしいこと・できること」の説明文であり、ページ下から1行目と2行目に、同一文を記載しているため。
7		28		本編28ページ 2つ目のグラフに関する説明文のタイトル	■地域活動に対する意識、困っていること	■今後必要と感じる活動	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	タイトルが1つ目のグラフに関するものと同じであるため、正しいタイトルに修正
8		30	4	本編30ページ 冒頭の記載中	地域福祉計画(第3期)の策定にあたり、宝塚市地域福祉計画(第2期)の施策展開の方針ごとに、評価を行いました。平成24年度(2012年度)から令和元年度(2019年度)までの8年間で特に進んだと評価できるものと、特に <u>足りない</u> と評価できるものは、以下のとおりです。	地域福祉計画(第3期)の策定にあたり、宝塚市地域福祉計画(第2期)の施策展開の方針ごとに、評価を行いました。平成24年度(2012年度)から令和元年度(2019年度)までの8年間で特に進んだと評価できるものと、特に <u>不十分である</u> と評価できるものは、以下のとおりです。	1 職員 ② 所管課 3 その他 ( )	文言の統一



9	32	本編32ページ 表の「⑦地域福祉の拠点づくり」の項目 「進んだと評価できるもの」の欄 ・1項目目	・きずなの家件数(H24年度3件→R1年度)	・きずなの家件数(H24年度3件→R1年度6件)	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	記載もれのため追加
10	36	本編36ページ 「7. 多様な主体がつながり、ともに支援を必要とする人を支える体制づくりが重要」の欄 ◆3項目目	◆ 課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、計画策定に <b>向けた</b> 全ての課題(今後取り組むべきこと)の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要となる。また、住民と協働できる専門職養成を行う必要がある。	◆ 課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、計画策定に <b>おける</b> 全ての課題(今後取り組むべきこと)の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要となる。また、住民と協働できる専門職養成を行う必要がある。	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	策定した計画として、今後、公表することをふまえて文言修正
11	38	本編38ページ 「視点1 住民主体の地域づくり」の文中	これからの地域社会が持続するためには、これまでの福祉の受け手と支え手という考えでなく、市民一人ひとり誰もが役割を持って参加し、地域を構成する一員として、活躍できる機会・場 <b>があること</b> で、地域福祉を推進していく必要があります。	これからの地域社会が持続するためには、これまでの福祉の受け手と支え手という考えでなく、市民一人ひとり誰もが役割を持って参加し、地域を構成する一員として、活躍できる機会・場を <b>拡充・創出することにより</b> 、地域福祉を推進していく必要があります。	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	文章のつながりを適切にするため修正
12	38	本編38ページ 「視点3 協働して取り組む」の文中 2段落目	また、少子高齢化時代の地域課題への対応を見据えて、行政と住民のパートナーシップを強めることで、福祉分野を中心とした住民自治、福祉のまちづくりを実現することが必要 <b>と言えます</b> 。	また、少子高齢化時代の地域課題への対応を見据えて、行政と住民のパートナーシップを強めることで、福祉分野を中心とした住民自治、福祉のまちづくりを実現することが必要 <b>です</b> 。	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	表現の統一
13	39	本編39ページ 「視点8 エリアを意識する」の文中	これまで住民、団体、関係機関、行政など、それぞれの活動を考慮した重層的な対応エリアを設定し、役割の分担、エリアを意識した福祉活動を展開してきました。 地域福祉の推進にあたっては、解決すべき福祉課題や様々な主体が果たすべき役割・活動について、実態などを考慮しふさわしいエリアを意識し、解決に向けて取り組んでいく必要があります。	これまで、 <u>住民</u> 、団体、関係機関、行政など、それぞれの活動を考慮した重層的な対応エリアを設定し、役割の分担、エリアを意識した福祉活動を展開してきました。 地域福祉の推進にあたっては、解決すべき福祉課題や様々な主体が果たすべき役割・活動について、実態などを考慮し、 <u>引き続き</u> 、ふさわしいエリアを意識して、解決に向けて取り組んでいく必要があります。	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	読点の追加 文章のつながりを適切にするため修正
14	40	本編40ページ 「エリアにおける機能・位置づけと活動者(イメージ)」の表中	・単位の欄 ブロック会議 (7つの地区・ブロック【日常生活圏域】)  ・主な活動者・参加者の欄 宝塚市セーフティネット会議の項目中 「宝塚市、 <u>宝塚市</u> 社会福祉協議会、ボランティア・市民活動 <b>など</b> 、当事者団体など」	・単位の欄 ブロック会議・ <u>地域生活支援会議</u> (7つの地区・ブロック【日常生活圏域】)  ・主な活動者・参加者の欄 宝塚市セーフティネット会議の項目中 「宝塚市、 <u>宝塚市</u> 社会福祉協議会、ボランティア・市民活動 <b>団体</b> 、当事者団体など」	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	・上部の図には記載している「地域生活支援会議」が記載もれのため追加 ・文言の統一と整理のため修正
15	40	本編40ページ 「エリアにおける機能・位置づけと活動者(イメージ)」の表下		<u>※地域生活支援会議とは、7つの地区・ブロックなどにおいて、高齢、障がい、児童などの専門職(有資格者のみではなく、普段仕事として相談支援など福祉に関わる人)が分野を超えて情報共有を行う会議。</u>	1 ② ③ 職員 所管課 その他 (社会福祉審議会)	専門職の定義がわかりにくいため、説明文を追加。(概要版の説明文も、同じ文章に統一。)
16	44	本編44ページ 「1. 社会的包摂の推進」 「■現状と課題」の欄 ○2項目目	○本市では、平成8年(1996年)に「人権尊重都市宣言」を行い、その後、「子ども条例」をはじめ、「手話言語条例」や「障がい者差別解消に関する条例」の制定、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定するなど、生きづらさを抱えている人が住みやす <b>く</b> 、人権問題の解消に向けた取組を進めてきました。	○本市では、平成8年(1996年)に「人権尊重都市宣言」を行い、その後、「子ども条例」をはじめ、「手話言語条例」や「障がい者差別解消に関する条例」の制定、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定するなど、生きづらさを抱えている人が住みやす <b>いまちづくりや</b> 、人権問題の解消に向けた取組を進めてきました。	1 ② 3 職員 所管課 その他 ( )	文章のつながりを適切にするため修正

17	45	<p>本編4 5ページ 「■主な取組」の表中 「学校教育における福祉教育の推進★」における取組の内容欄</p> <p>※本編6 3ページ「2. 本計画における重点的な取組」にも同項目を記載しているため、同様に修正。</p>	<p>○社会福祉協議会の地区担当職員、ボランティア活動センターと各学校の連携や、地域包括支援センターなどの出前講座により、障碍（がい）のある人の話を聞くことや活動などを通じて共に過ごす機会をつくる、また、認知症に関する講座などの福祉教育の機会を充実します。</p>	<p>○社会福祉協議会の地区センターやボランティア活動センター及び地域包括支援センターなどが各学校と連携し、福祉教育の機会を充実します。認知症に関する講座、障碍（がい）のある人による講和、疑似体験など、様々な活動を通して、当事者理解を促進します。</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>よりわかりやすい文章へ修正</p>
18	47	<p>本編4 7ページ 「■主な取組」の表中 「居場所づくりへの支援」における取組の内容欄 ○2 項目目</p>	<p>○超高齢社会時代や、地域におけるつながりの希薄化といった現状を踏まえ、サロンやいきいき百歳体操などを通じて、地域における居場所づくりへの立ち上げなどの支援を推進します。</p>	<p>○超高齢化や、地域におけるつながりの希薄化といった現状を踏まえ、サロンやいきいき百歳体操など、地域における居場所づくりの立ち上げや継続維持を支援します。</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>よりわかりやすい文章へ修正</p>
19	50	<p>本編5 0ページ 「4. 次世代の育成と子育て支援」 「■現状と課題」の欄 ○1 項目目</p>	<p>○全国的に人口減少社会、少子高齢化が進む中、本市は、人口増が続いていたものの、少子高齢化が着実に進行している状況です。子どもの人数が減り、近所づきあいの希薄化や共働き世帯の増加に伴い、子ども自身が親や地域、子ども同士で接する機会が少なくなり、以前に比べて地域で子どもを育てる機会が薄くなっている状況にあります。</p>	<p>○全国的に人口減少社会、少子高齢化が進む中、本市は、人口増が続いていたものの、少子高齢化が着実に進行している状況です。子どもの人数が減り、近所づきあいの希薄化や共働き世帯の増加に伴い、子ども自身が親や地域、子ども同士で接する機会が少なくなり、以前に比べて地域で子どもを育てる機会が減り、機運が薄くなっている状況にあります。</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>適切な文言に修正（「機会が薄くなる」とは言わないため）</p>
20	56	<p>本編5 6ページ 「7. 総合相談支援体制の構築・強化」 「■現状と課題」の欄 ○3 項目目</p>	<p>○アンケートやワーキング会議などでは、各相談窓口に対する認知度が高いとは言えない状況にあり、気軽に相談できる場所や問題の多様化・複雑化から各相談窓口の横の連携が必要であることなどの意見がありました。</p>	<p>○アンケートやワーキング会議などにおいて、気軽に相談できる場所がわかりにくいとの意見があり、各相談窓口に対する認知度が高いとは言えない状況がわかりました。また、問題の多様化・複雑化から各相談窓口の横の連携が必要であるなどの意見がありました。</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>よりわかりやすい文言へ修正</p>
21	57	<p>本編5 7ページ 「■主な取組」の表中 「セーフティネットシステムの推進（包括的な相談支援体制の構築）★」の取組項目</p> <p>※本編6 3ページ「2. 本計画における重点的な取組」にも同項目を記載しているため、同様に修正。</p>	<p>・主な取組 セーフティネットシステムの推進（包括的な相談支援体制の構築）★</p>	<p>・主な取組 セーフティネットシステムの推進（包括的な支援体制の構築）★</p>	<p>1 職員 2 所管課 ③ その他 (社会福祉審議会)</p>	<p>より適切な文言に修正 （セーフティネットシステムは、「地域づくり」と「総合相談」の2つを包含することから、「相談」を削除。）</p>
22	57	<p>本編5 7ページ 「■主な取組」の表中 「セーフティネットシステムの推進（包括的な相談支援体制の構築）★」の取組項目における内容欄</p> <p>※本編6 3ページ「2. 本計画における重点的な取組」にも同項目を記載しているため、同様に修正。</p>	<p>1 項目目 ○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する体制を推進します。</p>	<p>1 項目目 ○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する総合相談支援の取組を推進します。</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>より適切な文言に修正</p>
23	58	<p>本編5 8ページ 「宝塚市セーフティネット会議 概念図」のタイトル</p>	<p>宝塚市セーフティネット会議 概念図</p>	<p>宝塚市セーフティネットシステム 概念図</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>適切な文言に修正</p>
24	64	<p>本編6 4ページ 「3. つながりを切らさないための取組について」 1 段落目 及び 3 段落目</p>	<p>災害や感染症の影響は、地域福祉活動の休止を余儀なくし、市民の社会参加とつながりづくりの機会が損なわれる課題が生じ得ます。 (2 段落目 略) その意見の中からは、感染症の拡大防止の必要性はもとより、高齢者のとじこもり、生活困窮者世帯の孤立、児童の健全育成への影響など日々の暮らしを営む上で大きな課題との認識が共有されました。</p>	<p>災害や感染症の発生は、地域福祉活動の休止を余儀なくし、市民の社会参加とつながりづくりの機会が損なわれる事態が生じ得ます。 (2 段落目 略) その会議において、感染症の拡大防止の必要性はもとより、高齢者のとじこもり、生活困窮者世帯の孤立、児童の健全育成への影響などは、日々の暮らしを営む上で大きな課題との認識が共有されました。</p>	<p>1 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	<p>文章のつながりを適切にするため修正</p>

該当する番号に○をつけてください。

すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

## 宝塚市地域福祉計画

(第3期) (案)

【概要版】

令和3年(2021年)〇月

宝塚市

# 地域福祉計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進するための行政計画が「地域福祉計画」です。

## 2 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成24年（2012年）3月に「宝塚市地域福祉計画（第2期）」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に、地域住民の交流促進や福祉人材の育成、支援体制の充実、福祉の拠点づくりなど、様々な施策を展開してきました。

第2期計画策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、本市が抱える問題・課題等を適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、新たに「宝塚市地域福祉計画（第3期）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障がい者福祉など、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、調和を図るものとします。

併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとします。

## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年計画です。

ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画	第5次前期	第5次 後期基本計画					第6次（～2030年度）				
地域福祉計画	第2期				第2期改訂版		本計画				
地域福祉推進計画 （社会福祉協議会）	第5次		第6次				第7次（予定）				

# めざす方向

## 1 基本理念

**すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚**

現代社会は、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に生活に不安や悩みを抱える人が増加し、その抱える内容も多様化・複雑化しています。

これまで、本市は、市民の力を最大限に生かし「協働」を核としながら、住民間における交流の促進や人材の育成、福祉活動の拠点を整備し、WHO（世界保健機関）の提唱するエイジフレンドリーシティに基づき『「お互いさま」があふれるまちづくり』の視点からも地域福祉の推進に取り組んできました。

また、本計画に示す地域福祉推進の方向性は、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念にも重なるものであり、本計画を推進することが、SDGsの推進にも資することから、SDGsの視点を意識しながら各施策の展開を図ります。

今後、本市では、様々な不安や悩みを抱える人を支えていくために、住民、団体、関係機関、福祉事業所など、様々な主体が連携しつつ、活動を展開するための基盤づくりを進めていきます。

本計画では、第2期計画で掲げた基本理念である「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を継承し、市民が積極的に支え合う活力のある福祉のまちづくりを推進していきます。

## 2 計画推進の基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉を計画的・効果的に推進するため、次の8つの視点に立って、個別施策の展開を図ります。

**視点1** 住民主体の地域づくり

**視点5** 早期発見・早期対応のための積極的な

**視点2** 人と人との「つながり」を大切に

体制づくり

**視点3** 協働して取り組む

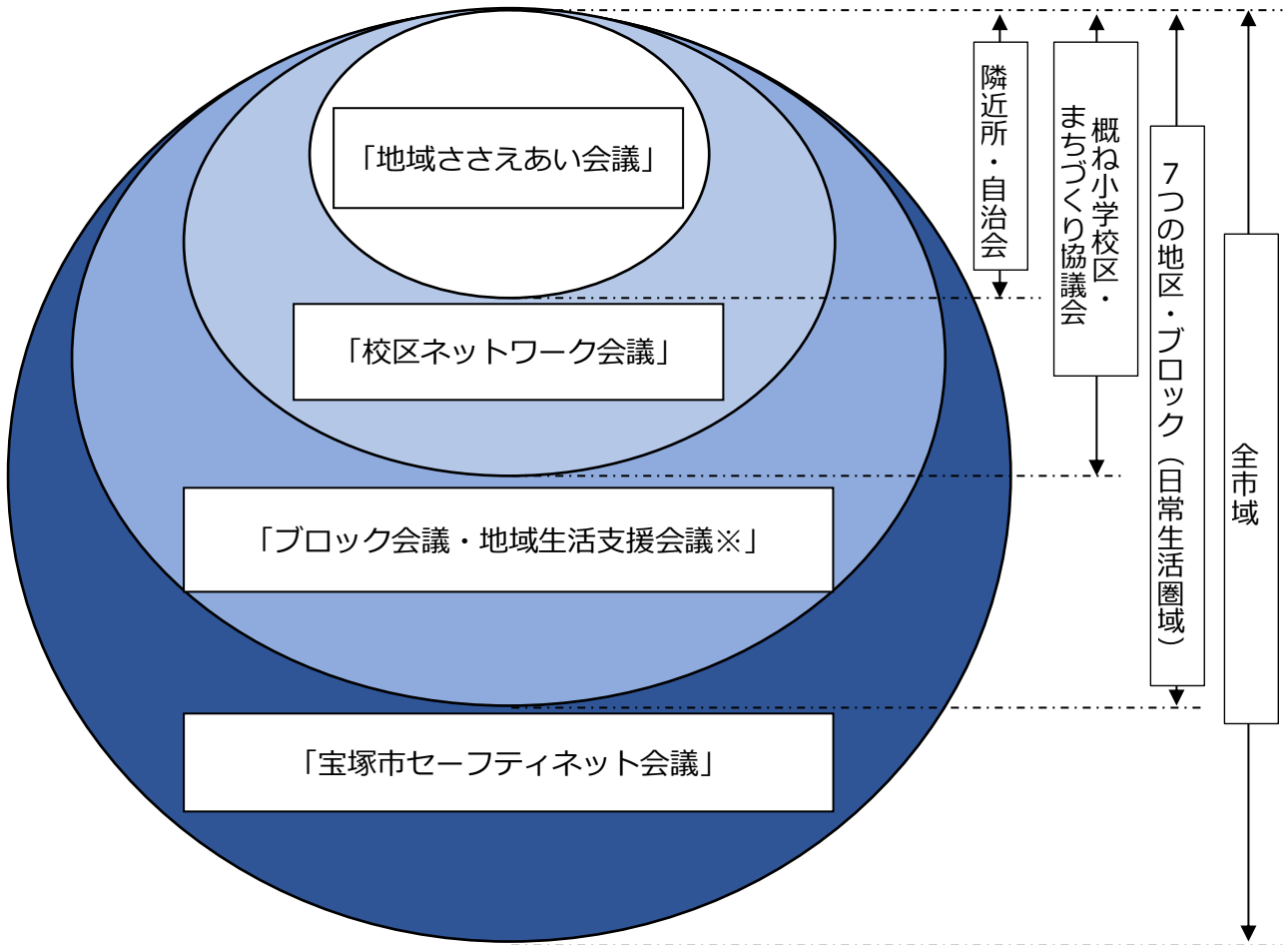
**視点6** 次代の担い手の育成

**視点4** 人権と多様性の尊重

**視点7** 社会資源の活用

**視点8** エリアを意識する

宝塚市におけるエリア設定及びネットワーク（イメージ）



エリアにおける機能・位置づけと活動者（イメージ）

単位	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 （隣近所、自治会単位）	個別の見守りと 災害時等緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニデイ等の活動者など
校区ネットワーク会議 （概ね小学校区）	地域の協働による 支援のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど
ブロック会議・ 地域生活支援会議※ （7つの地区・ブロック 【日常生活圏域】）	情報連携や 情報受発信のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会地区センター、地域包括支援センター、相談支援事業所、児童館など
宝塚市セーフティネット会議 （全市域）	セーフティネットとなるエリア	宝塚市、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、当事者団体など

※地域生活支援会議とは、7つの地区・ブロックなどにおいて高齢、障害（がい）、児童などの専門職（有資格者のみではなく、普段仕事として相談支援など福祉に関わる人）が分野を超えて情報共有を行う会議。

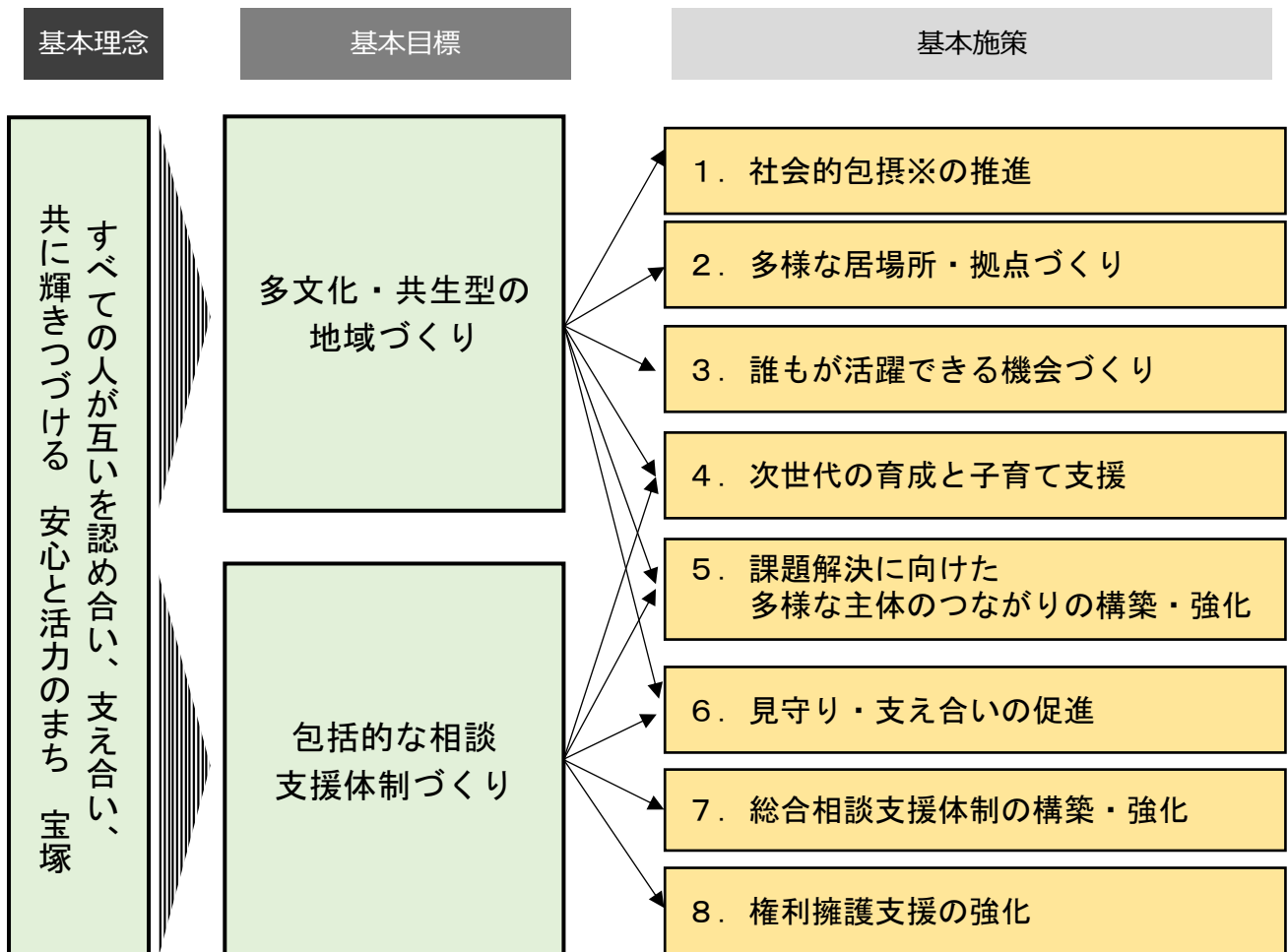


### 3 基本目標

計画の基本理念の達成に向け、次の2つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

<b>基本目標 1</b> 多文化・共生型の 地域づくり	すべての人たちが互いに認め合い、いきいきと暮らし、活躍できる共生のまちづくりを進めていきます。 また、このために、地域ごとのまちづくり計画の福祉部分が充実していくような働きかけを市、社会福祉協議会等の協力により進めていきます。
<b>基本目標 2</b> 包括的な相談 支援体制づくり	本市で生活する人すべてが安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。 そこでは、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度において目指されているような、様々な課題を包括的に受け止める体制が整えられる必要があります。住民の抱える生活課題の全体性に合わせて行政内の横断的な連携を進める必要があります。

### 4 施策体系



※社会的包摂とは全ての人が孤立や排除から守られ、受け入れられる社会づくりのこと。ソーシャルインクルージョン。



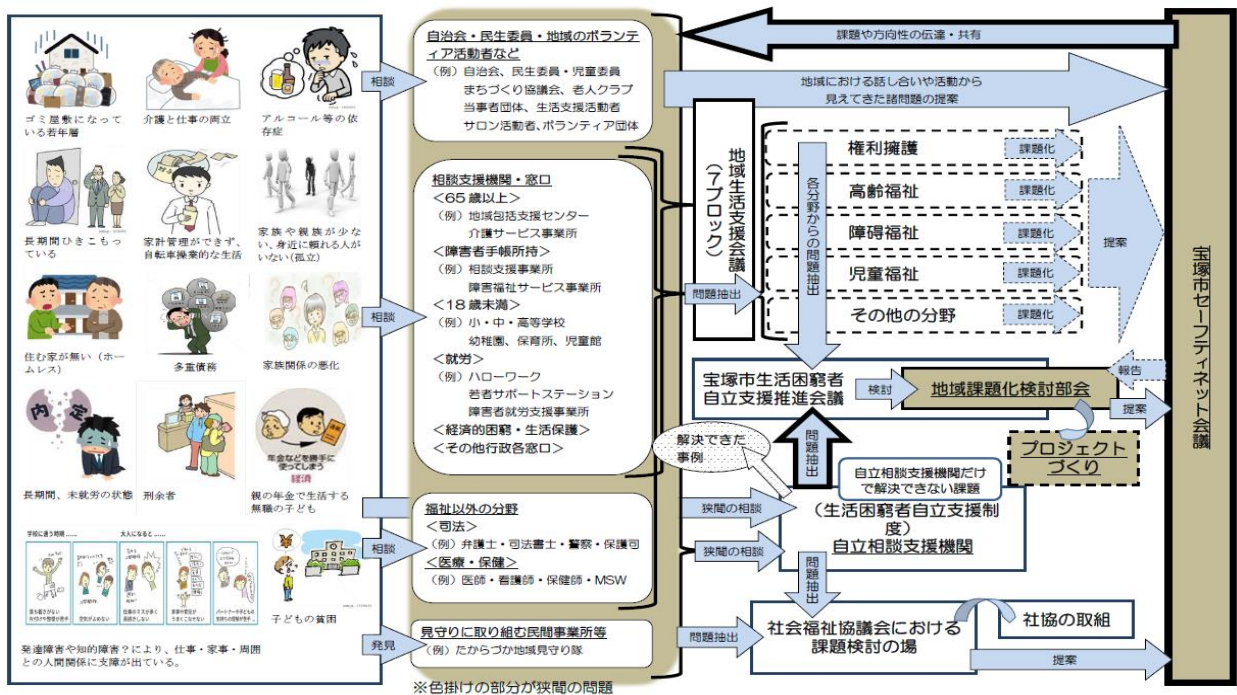
## 地域福祉施策の展開

施策	主な取組
1. 社会的包摂の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者への理解を促進するための周知</li> <li>○当事者による社会参加の促進</li> <li>○当事者グループの育成・支援</li> <li>○学校教育における福祉教育の推進</li> <li>○情報のバリアフリー化の推進</li> <li>○地域活動に関する情報発信</li> </ul>
2. 多様な居場所・拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居場所についての情報発信</li> <li>○運営者支援やネットワークづくり</li> <li>○共生型の居場所づくり</li> <li>○居場所づくりへの支援</li> </ul>
3. 誰もが活躍できる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市社会福祉協議会地区担当による地域福祉活動のコーディネート</li> <li>○地域福祉を担う人材づくり</li> <li>○生きがい就労の機会創出</li> <li>○地域における社会参加機会等の創出</li> <li>○地域活動に関する情報発信</li> </ul>
4. 次世代の育成と子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代間交流の推進</li> <li>○子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり</li> <li>○コミュニティ・スクールの実施を通じた子どもの健全育成及び学校運営</li> <li>○地域福祉活動への次世代の参加促進</li> <li>○地域の親子が気軽に参加できる居場所や参加の機会づくり</li> </ul>
5. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組</li> <li>○地域包括ケアシステムの整備</li> <li>○社会福祉法人による地域貢献の推進</li> <li>○居住支援に取り組むネットワークの推進</li> <li>○専門職向けの地域福祉に関する研修の推進</li> </ul>
6. 見守り・支え合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会、民生委員・児童委員、ボランティア活動者等の組織の充実</li> <li>○見守り活動・支え合い活動への支援の充実</li> <li>○生活支援体制整備事業の推進</li> <li>○災害時要援護者支援の体制整備</li> <li>○地域の防犯・防災体制づくり</li> </ul>

施策	主な取組
7. 総合相談支援体制の構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種相談窓口等の充実と支援</li> <li>○セーフティネットシステムの推進（包括的支援体制の構築）</li> <li>○各分野や各地域における地域課題の集約と課題解決の推進</li> <li>○生活困窮者自立支援事業の充実</li> <li>○各種サービスについての積極的な情報提供</li> </ul>
8. 権利擁護支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待・DV防止についての体制整備</li> <li>○権利擁護に関する体制の充実、普及啓発の推進</li> <li>○成年後見制度の利用促進</li> <li>○日常生活自立支援事業の推進</li> </ul>

### 宝塚市セーフティネットシステム 概念図

地域住民や関係機関の連携と、課題解決に向けた循環型ネットワークの形成  
 ～生活困窮者自立支援制度だけに課題を留まらせない～



### 宝塚市セーフティネット会議

地域で暮らしていく中で、生活上の課題を抱えているとき、その「困りごと」を地域の誰にも、どこの窓口にも、相談することができないことがあります。宝塚市セーフティネットシステムは、制度の狭間・複合多問題など、住民の抱える生活課題を「受け止める」ための総合相談支援のネットワークです。

宝塚市セーフティネット会議は、その中心となる会議体で、市民団体、関係機関、関係部局をメンバーとしています。生活困窮者自立支援制度や、各分野からの問題抽出と課題化を通して、地域課題の解決を図る循環型のシステムとしての会議運営を進めています。

# 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、都市計画など、多様な分野との連携による取組が必要です。

本市では、適宜、関係課と連携・調整を図りながら、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

### (2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、民生・児童委員、自治会、まちづくり協議会などの市民活動団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組を進めます。

### (3) 宝塚市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進には、中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会の活躍が必要不可欠であり、連携・協働のもと様々な取組を進めていく必要があります。

本市では、今後も宝塚市社会福祉協議会と密接に連携を図るとともに、めざすべき姿や地域における課題を共有しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### (4) 各種会議体を通じた問題・課題等の共有

本市では、生活困窮者自立支援制度における課題検討の場等からの課題抽出を通じ、宝塚市セーフティネット会議を中心とし、本市における様々な課題や問題の共有、施策・事業の検討などを通じて、制度狭間の問題の解決及び地域福祉の推進を図ります。

### (5) 宝塚市社会福祉審議会における進捗評価

本市の地域福祉計画は、宝塚市社会福祉審議会において、毎年、取組状況の報告を行います。報告に対する委員からの意見等、本会議における議論を踏まえ、取組の妥当性や改善策について検証します。

## 2

## 本計画における重点的な取組

本計画で定めた基本理念・基本目標の達成に向け、本計画期間内に、本市が市民等との協働により重点的に取り組む内容は以下のとおりです。

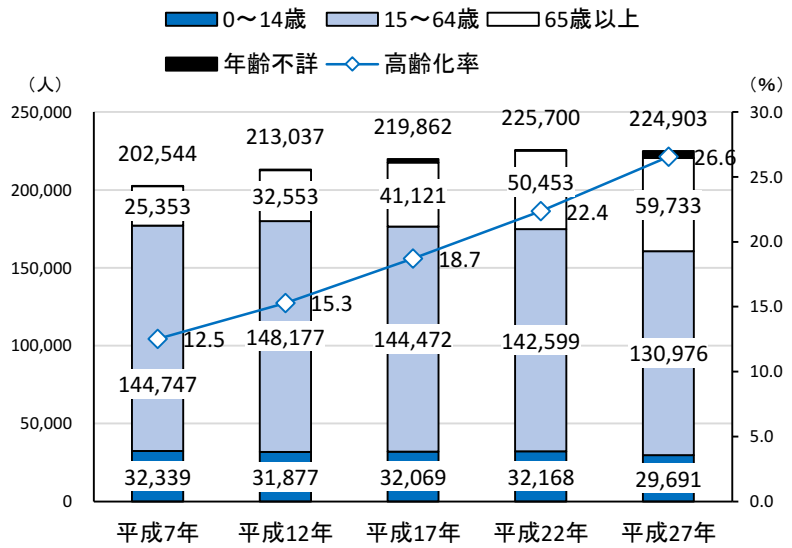
項 目	内 容
学校教育における福祉教育の推進	○社会福祉協議会の地区センターやボランティア活動センター及び地域包括支援センターなどが各学校と連携し、福祉教育の機会を充実します。認知症に関する講座、障害（がい）のある人による講和、疑似体験など、様々な活動を通して、当事者理解を促進します。
居場所についての情報発信・共生型の居場所づくり	○地域の居場所において、参加者や協力者として地域住民が幅広く関わるようなことができるよう、情報発信などを進めます。 ○お互いさまのまちづくり縁卓会議 において、障害（がい）当事者や子育て世代などの様々な立場の方が地域において集い、情報を共有できる共生型の居場所づくりを進めます。
子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり	○子どもの地域生活における課題を速やかに把握し、解決するために、行政、関係機関や地域の関係団体とともに仕組みづくりを進めます。
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組	○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会が見直した地域ごとのまちづくり計画を地域と行政の協働で進捗管理します。 ○社会福祉協議会では、福祉コミュニティ支援事業による校区ネットワーク会議などの各種福祉活動を通じてまちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場の整備を促進します。
生活支援体制整備事業の推進	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。また、地域活動者のICT化を支援します。
災害時要援護者支援の体制整備	○災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。
セーフティネットシステムの推進（包括的な支援体制の構築）	○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する総合相談支援の取組を推進します。 ○7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議）
成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。

# 宝塚市の状況

## 年々、少子高齢化が進んでいます。

総人口は、平成27年で224,903人と、平成22年から平成27年にかけてわずかに減少しています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は、平成22年まで増加していますが、平成27年で減少しています。15～64歳（生産年齢人口）は、平成12年以降年々減少し、65歳以上（高齢者人口）は、一貫して増加の傾向にあります。

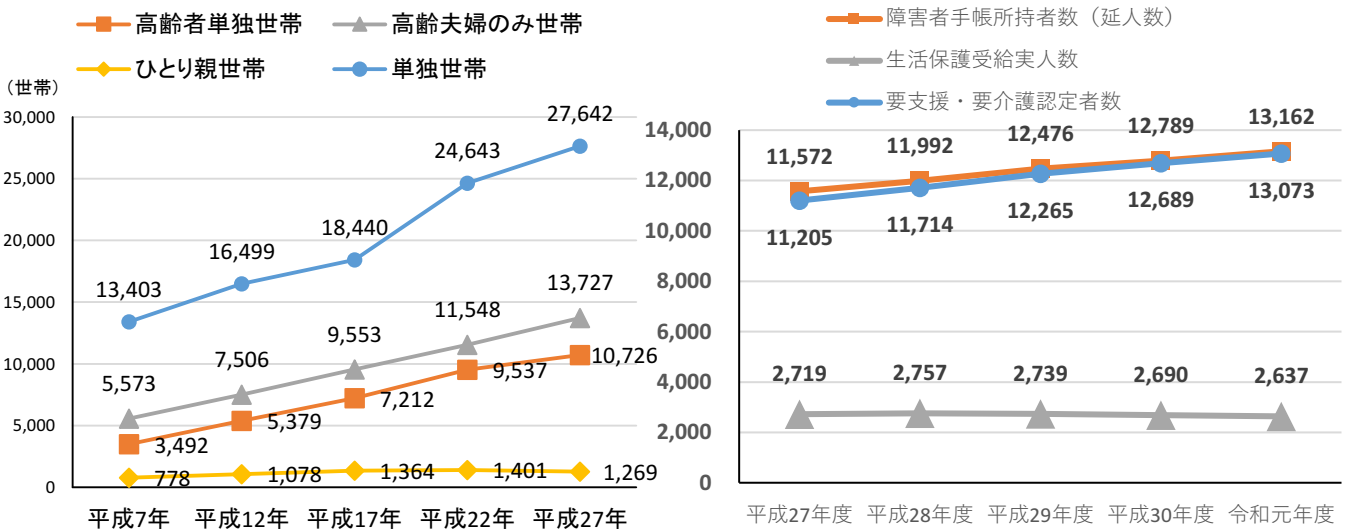


資料：国勢調査

## ひとり暮らし高齢者やひとり親世帯、介護を必要とする人など、支援を必要とする人・世帯が増加。

世帯状況をみると、単独世帯（ひとり暮らし）をはじめ、高齢者単独世帯や高齢夫婦のみ世帯などが増加の傾向にあります。

また、介護を必要とする要支援・要介護認定者や、障害者手帳を持つ人なども、増加の傾向にあります。



資料：国勢調査

資料：市調べ

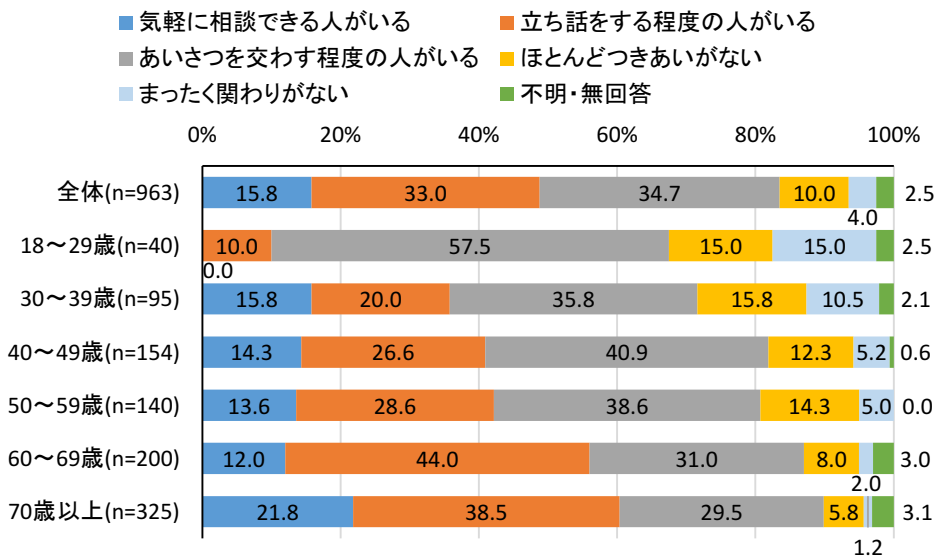


若い人ほど、近所づきあいが希薄になっています。

平成 30 年度に行った「宝塚市地域福祉計画改訂に関するアンケート調査」において「近所づきあいの程度」を尋ねたところ、「あいさつを交わす程度の人がいる」が 34.7%

で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」、「気軽に相談できる人

がいる」が続いています。年齢が低くなるにつれて「ほとんどつきあがない」や「まったく関わりがない」の回答が増える傾向にあります。



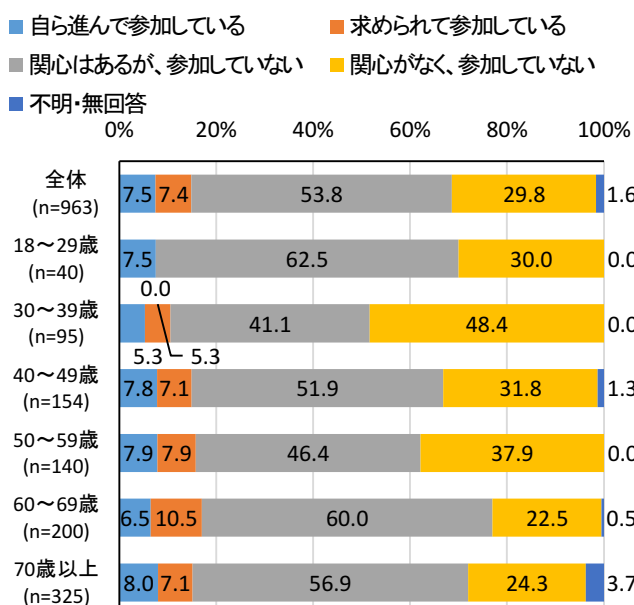
資料：平成 30 年度「宝塚市地域福祉計画改訂に関するアンケート調査」

現在は地域活動に参加している人は少ないものの、若い人で今後参加したい人が多い。

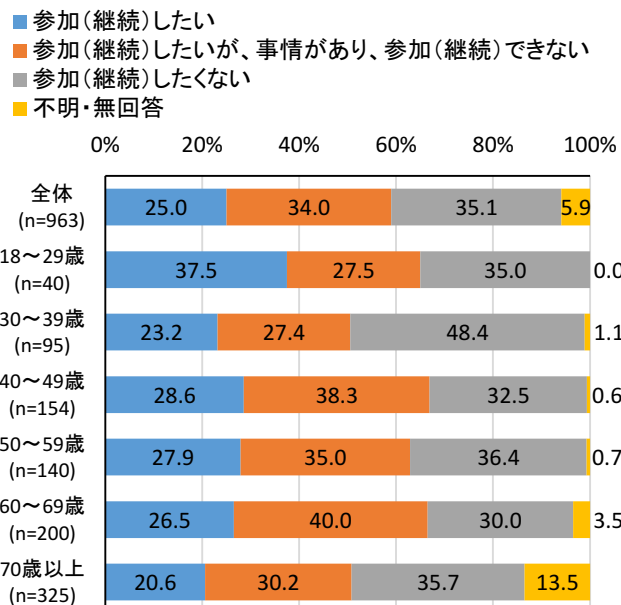
地域活動の参加状況は、「関心はあるが、参加していない」が 53.8%で最も多く、次いで「関心がなく、参加していない」と続き、どの年代も「自ら進んで参加している」は 10%未満となっています。

今後の地域活動への参加意向は、「参加（継続）したくない」が 35.1%で最も多くなっています。「参加（継続）したい」は 25.0%となっていますが、比較的若い世代において参加意向が高くなっています。

【現在の地域活動の参加状況】



【今後の地域活動の参加意向】



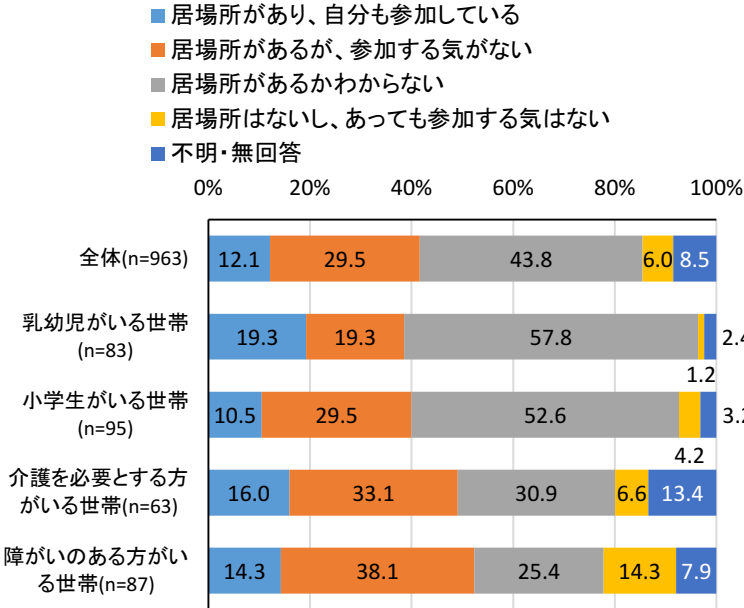
資料：平成 30 年度「宝塚市地域福祉計画改訂に関するアンケート調査」

居場所を認知していない人が多いものの、若い人で今後利用したいと考える人が多い。

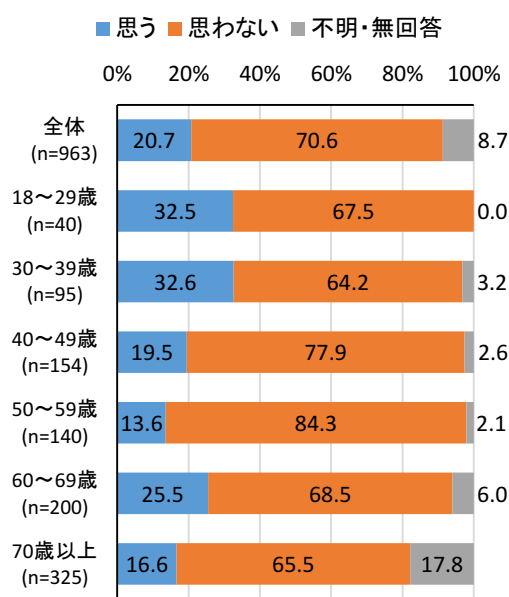
自宅から歩いて行ける範囲の地域住民で交流できる居場所について、「居場所があるかわからない」が43.8%で最も多く、「居場所があり、参加している」は12.1%となっています。特に、乳幼児・小学生がいる世帯では、「居場所があるかわからない」が50%を超えて多くなっています。

地域の施設を使ってみたいか尋ねたところ、70.6%の人が「思わない」と答えています。18～29歳・30～39歳では「思う」が30%台と、若い人において利用意向が高くなっています。

【地域住民で交流できる居場所】



【地域の施設の利用意向】



資料：平成30年度「宝塚市地域福祉計画改訂に関するアンケート調査」

宝塚市地域福祉計画（第3期）

概要版

令和3年（2021年）〇月

発行 宝塚市健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-0653 ファクス：0797-71-1355

